

## 鴨川市地域公共交通総合計画策定調査業務の執行方法について（案）

## 1 見積もり依頼先とする業者の選定

見積もり依頼先とする業者については、鴨川市の「入札参加資格者名簿」に登録されているコンサルタント事業者のうち、関東圏内において公共交通に関する計画の策定に係る調査等の業務を受託した実績のあるものから、6社程度を選定する。

## 2 契約先の決定方法

- ① 上記1により選定した業者に業務仕様書を提示し、見積書を徴収する
- ② 見積合わせにより、最低価格業者を選定する
- ③ 鴨川市地域公共交通活性化協議会と最低見積価格を提示した業者の間で、鴨川市地域公共交通総合計画策定調査業務の委託に係る業務委託契約を締結する

## 3 契約締結後について

次回会議において選定業者を報告するとともに、当該業者に対して会議への出席を求め、地域公共交通調査事業において位置づけた各調査メニューの実施結果等について報告させた上で、必要に応じて質疑等を行う。

（すなわち、契約締結後、速やかに各調査メニューを実施に移すこととする。なお、次回会議の開催については、各調査メニューの実施が完了した11月頃を予定する）